

## 大事なことを皆で考え決めるために<NO. 8>

大事なことは皆で決めよう会

### 食と農

<文中、特に断りがない限り、市の見解や市への質問とその答等は13(H25)年8～9月現在のものです。>

#### 【\*】はじめに（「食と農」を考える意義）

(1) 12(H24)年12月5日に文部科学省が発表したその年春実施の調査の結果によれば、発達障害の可能性のある公立の小中学校生が、全国で推定61万3千人もいるという。これは全体の6.5%にあたり、40人学級であれば2～3人在籍している計算になる。このように発達障害は大きな教育問題となっています。

その原因についてはまだ科学的には解明されていませんが、発達障害の原因について積極的に発言されている元東京都医学研究機構神経科学総合研究所参事研究員で脳神経科学者の黒田洋一郎さんは、12(H24)年11月の西日本新聞で次のように述べています。「科学が証明したときにはもう手遅れだった。水俣病では原因物質が有機水銀であることを、熊本大学の研究チームが突き止めたにもかかわらず、政府が公式に認めたのはその9年後。その間も汚染魚が食べ続けられ、患者はさらに増加した。その教訓を無駄にしないよう、発達障害や子どもの行動異常が増えている日本でも、世界各国の研究者から健康や環境への影響が報告されているネオニコチノイド系農薬などの化学物質について、疑わしきは使わずという『予防原則』を適用すべきだ。」

このように、農薬の使用は回避することが望ましく、できるだけ農薬を使用しないで栽培された食物の提供がいのちと健康を守るためには必要です。

(2) また、長野県の旧真田町の元教育長の太塚貢さんは、授業改革等のほかに、地元の休耕田を復活させて地産池消の実現に努め、無農薬・低農薬の米と野菜を作り、それを子ども達に食べさせる等の給食改革を行うことで、非行根絶・学力向上を実現して荒れ果てた学校を建て直しました。

このように、健やかな子どもの成長に安全安心な学校給食が必要です。

(3) 遺伝子組み換え食品についても、TPPとの関連で日本の食の安全の観点から懸念する意見が以前にも増して強くなっており、それに対処することが必要となってきています。

(4) 以上のように今や、安全安心の食の提供とそれをささえる農の育成が強く求められています。安全安心の食とは、有機農業でつくられた農産物といえますが、有機農業とは、06(H18)年12月に施行された「有機農業の推進に関する法律」の定義の通り「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」です。

(5) 全国的にも、食や農の有機化を促進する自治体が増えてきている中、生駒市においても、それを行うべきではないでしょうか。

#### 【\*】定義

(1) 「この法律において『有機農業』とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」(有機農業の推進に関する法律)

#### (2) 農法の分類

農法の分類						有機 JAS 認証の 対象
○：使用    ×：不使用    —：使用・不使用いずれの場合もある						
	農薬	肥料			耕起	
		化学肥料	堆肥			
			動物糞堆肥	腐葉土		
慣行農法・慣行栽培	○	○	—	—	○	
無農薬農法・無農薬栽培	×	○	—	—	○	
有機農法・有機栽培	×	×	○	—	○	
自然農法	×	×	×	○	○	
自然栽培	×	×	×	×	○	
不耕起栽培	×	×	×	×	×	

## 【1】食と農について考える際の基礎情報

(1) 「第2期 生駒市食育推進計画(本編)」21ページの「市内で取れた安全安心な農産物の提供を行う機会を確保していくとともに、その生産・消費が進むよう働きかけ」の「安全安心な農産物」とは「無農薬・低農薬で化学肥料を使用しない農法(栽培)である有機農法(栽培)で作られた農産物、遺伝子組み換え農産物でないもの」のことではない。食育推進を所管する健康課によれば、食育推進計画の作成努力を義務付けている食育基本法にそのような認識がないからとのこと。それは、アレルギーを引き起こさないなどの農産物を意味する。

(2) 「第5次 生駒市総合計画」の60ページ(小分野 学校教育)には、「(学校給食において事業者は)地元産の安全な食材を提供する。」とあるが、ここでいう「安全な食材」とは、市によれば、法定の安全基準に従うものである。

(3) 生駒市は「全国都市農業振興協議会」に正会員として参加している。同協議会の目標である「都市部における農地と農業の復権と再生」の鍵は、市の見解によれば、安全安心な食を提供する農業(つまり、有機農業)の普及というよりも農業従事者の確保である。

(4) 生駒市の農地・農業の現状：「生駒市農業ビジョン」より

### ○農家戸数等の推移(農業センサスから)

	平成12年比：％					
	平成12年		平成17年		平成22年	
	数	比	数	比	数	比
専業別農家戸数						
総数	914戸	100.0	857戸	93.7	815戸	89.1
専業農家	41戸	100.0	36戸	87.8	29戸	70.7
農家人口	4,282人	100.0	3,645人	85.1	3,466人	80.9
農業就業人口	802人	100.0	595人	74.2	413人	51.4
経営耕地面積	260㊦	100.0	203㊦	78.1	193㊦	74.2

### ○基礎データ

平成24年4月1日現在	
農業振興地域指定面積	0㊦
市街化区域内農地面積(H24年度調査)	88.84㊦
生産緑地面積(H24.4現在)	42.64㊦
市街化調整区域面積(市域面積割合)	3,177.7㊦(59.8%)
市街化調整区域内農地面積(H24年度調査)	479.74㊦
遊休農地面積(H21年度調査)	99㊦

### ○農業産出額及び生産農業所得(農林水産省生産農業所得統計から)

推計期間：平成18年1月1日～12月31日

区分		農業産出額(構成比：％)	
耕類	野菜	6千万円	(14.3%)
	いも類	2千万円	(4.8%)
	米	2億9千万円	(69.0%)
	その他	3千万円	(7.2%)
	小計	4億円	(95.30%)
畜産	小計	2千万円	(4.7%)
農業産出額合計		4億2千万円	(100.0%)

生産農業所得	6億3千万円	農家1戸当り	60万2千円
		耕地10a当り	12万1千円
		農業専従者1人	45万1千円

(5) 今年4月に、「遊休農地の活用」「地産地消の推進」「新規就農者支援」「人に優しい農業の推進」「市民とともに育む農のあるまちづくり」の5つを基本目標とする「生駒市農業ビジョン」(以下、「農業ビジョン」)が策定された。農業ビジョンは、その目標が実現すれば、生駒市をして「都市部における農地と農業の復権と再生」のモデルを

全国に提供できる先進的自治体とならしめる画期的なものである。農業ビジョンは10(H22)年3月議会で可決・成立した「第5次生駒市総合計画」の大綱のひとつである「地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち」の中の目指す姿の実現を目指して策定されたとのことである、農業ビジョンが策定されるに至った事情は何か。

⇒(市の答) ①生駒市の農業の現状としては、高齢化や経済的負担の増加などにより、年々農家が農地を継続的に維持できない状況で、**遊休農地比率は25%を超えて**おり、遊休農地の増加は生活環境の悪化の一因にもなっている。また、本市には農業振興地域がないことから、農業基盤整備ができておらず、農地一枚一枚が狭いことから、農作業の効率が悪く、作物としては、少量多品種作付けで、自家消費農家がほとんどである。本市としては、特産品作りや地産地消を進めていくために、作付け奨励施策等、様々な形で支援を行っているが、目に見える成果が上げられていない状況である。こうしたことから、市民を挙げて生活環境の保全を図るとともに、遊休農地を活用し、農業を親しみのあるものにしていくため、生駒市農業ビジョンの策定を行った。②生駒市の農業というのは、年々農家が減ってきている状況にあって、市を挙げて市民と共に農業を継続していくような体制をつくっていききたいというところから、市民に親しみのある農業というような言葉で表現しており、市民と共に考え、行動して、農業を発展させていきたい。

(6) 画期的な農業ビジョンを「絵に描いた餅」にしてはならない。その5つの基本目標のうち「食と農の安全化」に直接関係するのは「**人に優しい農業の推進**」である。「人に優しい農業の推進」とは、農業ビジョンによれば「人に優しい農業の推進をはかるため、消費者から農業者まで、有機栽培の啓発を実施し」「**減農薬、エコファーマーなどの取り組みを推進**」することで、個別施策としては「**有機農業普及啓発**」「**エコファーマーの登録の推進**」「**減農薬の推進**」のことであるが、これらを進める具体的な施策は何か。

⇒(市の答) ①まず、有機農業の普及啓発については、農業者や市民農園利用者を対象に、定期的に講習会や研修会などを開催し、有機農業への取組の普及啓発、消費者となる市民を対象に、食の安全性の確保など、有機野菜の特性を広報等による啓発に継続して実施していきたいと考えている。エコファーマーの登録の推進については、登録情報の提供など、エコファーマーのメリットをPRし、登録者の拡大を図っていききたいと考えている。減農薬の推進については、有機農業の普及啓発と併せて、継続して実施していきたいと考えている。②農業者の背景としては、本市については転入者が多く、年々住宅が建ってきていることを背景として、農業で収入を得るよりも農地を転用して駐車場等に活用していこうというような方も基本的には結構おられるのが今の農家の現状かなと考えている。そういったことをベースにしながら、市民と農業を共にやっていく中で有機農法も推進をしていきたいと考えている。

#### <エコファーマー(認定農業者)>

◇**持続(性の高い)農業(生産方式の導入の促進に関する)法(律)** <99(H11).7 公布>に基づいて、環境にやさしい農業(都道府県が定める指針に基づいた、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料・農薬低減技術を組み合わせた農業生産)に取り組む計画を立て、知事の認定を受けて、目標の達成に向けて努める農業者。

◇次の措置が受けられる

○農業改良資金の貸付に関する特例措置として、償還期間が10年(うち据置期間3年)から12年(同3年)まで延長される。

○導入計画に基づき生産された農産物に添付するシールや包装容器・チラシ・名刺などに「エコファーマーマーク」(3種類)を表示することができる。

○環境保全型農業直接支援対策(環境保全型農業直接支払交付金)を受けすることができる。

(7) 全国的に、有機農業普及・有機農産物供給の促進に力を入れる自治体が増加しているが、生駒市でも、農業ビジョンが策定され、有機農業の普及・有機農産物の供給が期待される。そこで、市に以下の質問をしたところ、以下のような答であった。

①**学校給食**において、生駒市と類似団体たる東京都武蔵野市では「**有機栽培の米・野菜**」、東京都港区では「**減農薬・減化学肥料の米・野菜**」を使用するようにしている。本市でも将来的に同様の方針を掲げることができるよう努めることはできるか。

⇒(答) ①本市においては、有機栽培や減農薬等の観点から食材の選定はしておらないのが現状。武蔵野市の取組につきましては一定理解しているが、流通経路など、生産者から学校給食センターまでのネットワークづくりが必要なことや食材購入価格が高くなることが予想され、給食費への影響が懸念されること、また大量の食材の安定供給を図る必要があることなどから、現段階での実施は困難と考えている。しかし、今後、有機栽培、減農薬等による栽培の普及とともに、これらのマイナス要因が解消される状況になれば検討していきたいと考えている。②現状では、価格の面あるいは安定供給という面から、大量の食材、量が要る給食なので、一定の、武蔵野であるとか港区のようなことはなかなかできないとは思いますが、お米だと、年間、ひのひかりという奈良県のお米を学校給食会の方から頂いているが、そのうち、有機栽培米を生駒市が調達するということになれば、かなりの量が県内産から頂くというようなことにもなってしまうので、今後、食育という観点から、日を決めて、有機物を使う日であるとか、そういう計画については可能かとも思うので、検討させていただきたい。

②東京都武蔵野市では学校給食において「**自家配合飼料(非遺伝子組み換えの飼料)の鶏の卵**」「**国内産小麦粉(非遺伝子組み換えの小麦粉)の麺**」を使用するようにしている。本市でも将来的に同様の方針を掲げることができるよう努める

ことはできるか。

⇒(答)本市の学校給食に使用している卵は、調理工程上、殻のある卵ではなく、国内産で食品添加物の無い液卵を使用している。質問の卵については、販売価格が高いこともあるが、児童・生徒やその保護者により安心してもらえることが大きなメリットと考えている。また、国内産小麦粉、非遺伝子組換えの小麦粉の麺の使用については、本市では、うどんやスパゲティ等の麺は、価格面から、小麦粉の産地が外国産、オーストラリア、カナダのもので、非遺伝子組換えの小麦粉を使用している。質問の卵や麺の使用については、今後の安定供給体制や価格の動向をにらみ検討していきたいと考えている。②〇生駒市の給食食材は遺伝子組換えでない食物に限っているため、飼料について遺伝子組換えかどうかの確認は、今回、液卵についてはできなかったが、大豆、ジャガイモ、トウモロコシ、菜種油等々、国が決めている遺伝子組換えでない食品に限って使っている。なお、それ以外にも、食品添加物であるとか農薬検査等、適宜やっているため、できるだけ安心して安全な食品を使っている。

(8) これまで生駒市が実施してきた有機農業の推進に関する施策と思われるものには次が挙げられるが、これ以外にあればお教えいただきたい。

①「遊休農地を優良農地にしよう！」プロジェクトの「生ごみを使った有機肥料の作り方農業体験」

②「有機栽培セミナー」：12(H24).8.26/市役所4F大会議室/主催 経済振興課

③「生駒市農業ビジョン」策定：13(H23).4/基本目標の1つに「人に優しい農業の推進」を掲げ、具体的には「人に優しい農業の推進をはかるため、消費者から農業者まで、有機栽培の啓発を実施します。減農薬、エコファーマーなどの取り組みを推進します。」とし、個別施策として「有機農業普及啓発/エコファーマーの登録の推進/減農薬の推進」を設ける。

⇒(市の答) 農事研究会(滋賀県高島市への視察など有機農業研究)・農業振興協議会(年間35万円補助/事務局は市経済振興課)を支援している。

(9) 新規就農者、有機農業の普及の担い手として期待される認定農業者(エコファーマー)は、生駒市で何人か。

⇒(市の答) 新規就農者は11(H23)年からで4人、エコファーマーは5人(これらの数字は、今1度確認の要あり)。

(10) 「有機農業の推進に関する法律」<06(H18).12 公布・施行>は、地方公共団体は「有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と前置きして、地方公共団体のやるべきことを次のように定めている。

①「農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。」

②「有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。」

③「有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」

④「有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。」

⑤「有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。」

⑥「有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。」

⑦「国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。」

これらのやるべきことを果たすため、どのようなことをしてきたか。また、これからしようとしているか。

⇒(市の答) ①平成24年度は啓発にウエートを置き、農業者等の参加を得て先進地の視察や有機栽培セミナーを開催するとともに農業祭で有機栽培啓発コーナーを設置した。平成25年度においては、農業振興協議会有志で、減農薬、減化学肥料での野菜作りに取り組んでいただいている。また、継続して農業祭で有機栽培啓発コーナーを設置し、啓発をしていく予定をしている。②有機栽培にがんばる有志の方々の活動について全面的に本市としても支援をしていきたいと考えている。

(11) 有機農業の普及に必要なものは、有機農業者(エコファーマーや有機農業実践者や有機農業実践希望者)の増加、有機農業技術の普及、有機農産物の販路確保、の3つと考える。有機農業者が自治体と協働し、農業関係者と連携し、国の支援(補助金交付)を得て、新規有機農業者増加・有機農業技術普及・有機農産物販路確保、を実現していく手法に、各地で展開されている「有機農業推進協議会(若干名称が異なっているものもあるようです)」がある。生駒市においても、来年度に国が有機農業推進・有機農業供給力拡大のための補助金事業を公募するのを見越して、その事業実施主体である「有機農業推進協議会」を今年度中に立ち上げることを提案したいと思うが、いかがか。

⇒(市の答) ①生駒市の出荷野菜としては、農協経由の黒豆があるのみで、他の野菜はスーパーや青空市場に少量を出荷しているにすぎず、本市には農産物出荷組織がない。このような現状においては、有機農法による農作物の出荷を主目的にしている有機農業推進協議会の組織づくりは困難であると考えている。今後としては、野菜等の生産量の拡大を図るために、専業農家数の拡大に取り組むとともに、農業者による農作物出荷組織を確立し、販路の改革を行っていきたいと考えている。②現在、生駒市農業振興協議会で5名程度の方が、今、減農薬、減肥料ということで取り組んでいただいている状況である。ただ、有機栽培の推進協議会については、やはり出荷を目的とした組織をつくっていく。その出荷を目的と

した組織の中で有志の輪を広げていくとか、そういったことが推進協議会の主目的である。本市では、まだ出荷というところまで至っておらない。できるだけ有機野菜を作っていこうということの取組をしているような状況であるので、まだ、そこまでの組織化というのは、現状では無理かというように判断をしている。③今現在取り組んでいただいている5人の方々の状況については、自分のところが作っている野菜を全部が有機野菜ということで作られているということではなくて、一部分、有機野菜で作り、その有機野菜で作っている部分をこれから徐々に拡大していこうと。5人を6人、10人というようにしていこうというような取組で、今現在取り組んでいただいている状況である。そういった状況については、本市としても積極的に応援をしていきたいと、そのようなレベルの状況であり、今後、輪をできるだけ広げられるよう、農作物の種類を多く作っていただけるように努力していきたいとは思っている。

## 【2】食と農について考える際の基礎知識

(1)「有機農業の推進に関する法律」では「政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」となっている。それに基づき国は、**有機農業推進のための補助事業と諸施策**を実施しているが、その主要な施策としては、次が挙げられる。

<1>有機食品の検査認証制度

### <2>農林水産省が実施した、または実施中の補助事業

①平成20・21年度の有機農業総合支援対策の中の有機農業推進団体支援事業及び有機農業等指導推進事業<全国4事業／実施主体：民間団体等>・地域有機農業推進事業（モデルタウン育成事業）<地域56事業（当初予算分47地区）／実施主体：**有機農業推進協議会**等>・地域有機農業施設整備事業<地域5事業／**有機農業推進団体**>

②平成22年度の生産環境総合対策事業の中の有機農業総合支援事業<全国5事業／実施主体：民間団体>

③平成22年度の産地収益力向上支援事業の中の有機農業地区推進事業<実施主体：産地収益力向上協議会（**有機農業推進協議会**等既存組織でもよい）>・有機農業地区整備事業<実施主体：市町村>

④平成23・24・25年度の産地活性化総合対策事業の中の産地収益力向上支援事業の中の「有機農業地区推進事業（「オーガニックタウン＝有機農業推進事業実施地区」支援）」<地域47事業／実施主体：**有機農業推進協議会**>

⑤平成25年度の産地活性化総合対策事業の中の産地収益力向上支援事業の中の「有機農業供給力拡大地区推進事業」<地域事業／実施主体：**有機農業推進協議会**（新規のもの、事業のうちの農業機械リース支援事業に参入する既存有機農業〔推進〕協議会）>

⑥平成25年度の生産環境総合対策事業の中の有機農業総合支援事業<全国事業>

#### <現行の補助事業>

##### ◇有機農業地区推進事業（「オーガニックタウン＝有機農業推進事業実施地区」支援）

○有機農業の推進に向け、産地が産地収益力向上プログラムを策定し、同プログラムに基づき行う、(ア)販売企画力強化、(イ)生産技術力強化、(ウ)人材育成力強化等の取組を支援する推進事業のほか、推進事業と一体的に実施する技術支援施設及び有機種苗生産施設の整備事業及び農畜産業機械等リース支援事業を実施することができる。

○補助金の額：推進事業は1地区あたり原則として、4,000千円以内

##### ◇有機農業供給力拡大地区推進事業

○有機農業の推進に向け、産地が産地収益力向上プログラムを策定し、同プログラムに基づき行う、(ア)安定供給力強化、(イ)産地販売力強化、(ウ)有機農業者育成力強化等の取組を支援する推進事業のほか、推進事業と一体的に実施する機械・施設のリース支援事業を実施することができる。

○補助金の額：推進事業は1地区あたり原則として、3,600千円以内

<3>有機農業に関する全国的会議（全国有機農業モデルタウン会議・有機農業の推進に関する全国会議・有機農業の推進に関する意見交換会）開催

<4>審議会・委員会等開催

<5>都道府県における取り組み促進（指導・助言・援助）

<6>啓発：パンフ「有機農業を推進しましょう」発行・全国環境保全型農業推進コンクール等

<7>補助事業に関する事業評価

<8>関連調査の実施と結果公表

<9>関連情報提供：(財) 日本土壌協会を事務局とする全国環境保全型農業推進会議・有機農業参入促進協議会・(NPO 法人) 全国有機農業推進協議会・(NPO 法人) 日本有機農業研究会・(財) 日本農業研究所・(財) 日本土壌協会・(社) MOA 自然農法文化事業団の活動紹介等

(2)「有機農業の推進に関する法律」では「国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」として**地方公共団体に有機農業の推進に関する施策の総合的な策定と実施を義務付け**ており、次のことを行うことを**努力目標**とするよう定めている。

- ①「農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進する」
- ②「有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずる」
- ③「有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずる」
- ④「有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずる」
- ⑤「有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずる」
- ⑥「有機農業の推進に関し必要な調査を実施する」
- ⑦「国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずる」

### 【3】食と農についての先進自治体

#### <1>「学校給食・食の有機化」を掲げる自治体

##### (1) 東京都武蔵野市（生駒市の類似団体）：特色のある学校給食

- ①食材料や調理にこだわりをもっています。
  - 安全を考え、食材の選定基準を設けたり、市独自で**残留農薬検査や遺伝子組み換え定性検査**を行っています。
    - ・米：低・無農薬、有機栽培の七分米
    - ・野菜：低・無農薬、有機栽培
    - ・調味料：無添加
    - ・卵：自家配合飼料(非遺伝子組み換えの飼料)
    - ・麺：蒸し中華麺・スパゲティ・うどん 国内産小麦粉使用
  - 旬の食材や武蔵野産・契約農家の野菜をとり入れ、農業や食材料の生産に関心を持てるように努力しています。(小松菜、ほうれん草、さといも、とうもろこし、じゃがいも、にんじん、白菜、だいこん、きゃべつなど)
    - ・武蔵野市の特産「うど」も給食にとり入れています。
    - ・素材から手作り給食を心がけています。(ハンバーグ、コロッケ、春巻き、中華ちまき、カレールー、ホワイトルーなど)
    - ・化学調味料は使用せず、だしは、けずり節、昆布、鶏がら、豚がらを使用しています。
- ②食事に対して、興味を持てるよう心がけています。
  - ・旬の食品や、季節を生かした料理をとり入れています。
  - ・季節を取り入れた行事食や、お弁当給食、バイキング給食などをとり入れています。
- ③栄養のバランスを考慮しています。
  - ・塩分や脂肪の取りすぎに注意しています。
  - ・咀嚼力をつけるような食品や献立を取り入れています。
  - ・食物繊維の摂取に心がけています。
  - ・家庭では、調理されにくい食品をできるだけ多く取り入れています。
- ④子どもたちとの交流を深めるようにしています。
  - ・クラス訪問を行い、栄養士による栄養指導や調理員による子どもたちとの会食などを行っています。
- ⑤給食で使われている食器類は、陶磁器食器です。
  - ・軽量強化磁器で、食器がすべらないように糸底裏にコート加工を施してあります。
  - ・桑の箸、スプーン、フォーク、トレーを使っています。

##### (2) 東京都港区：エコ給食ネット



- ①給食の質の向上と食の安全という観点から「エコ給食ネット」事業を実施。
- ②エコ給食ネットとは、学校給食に伴って排出される残菜や生ごみを学校に設置した生ごみ処理機で乾燥処理後、堆肥工場では有機肥料加工します。その肥料を使用している農家が栽培した**減農薬野菜や有機野菜**を給食の食材として使用するという循環型のリサイクルシステムです。生産者や流通過程が確認できることで、より安全で安心な食材の確保をめざ

したものです。

③エコ給食ネットの野菜購入費用については、すべて公費で賄われています。学校給食で使用される主要な野菜の2割程度を目標に購入しています。

④そのほか、各学校独自に保護者の皆様に負担していただいている給食費で、可能な限り食品添加物の少ない調味料の購入や、**特別栽培農産物**の購入等、安全で安心して食すことのできる食材を購入するように努めています。

⑤今後も、安全で安心して食べることができる食材を多く取り入れていきたいと考えています。

⑥給食で使用しているお米のうち、一部を公費で購入しています。野菜と同様に**減農薬・減化学肥料（慣行栽培の2分の1以下）**で栽培されたものです。平成23年度は山形県産の特別栽培米「はえぬき」と「ひとめぼれ」を購入しました。

### （3）静岡県三島市（生駒市の類似団体）：三島市食育基本計画

#### 第1章 計画に対する基本的な考え方

##### 1 計画策定の意義

1 食を取り巻く背景 ……無登録農薬や残留農薬など、食生活や食の安全上の問題が顕著化し、私たちの健康が脅かされています。……

#### 第3章 食育の推進に関する基本方針

##### 2 基本目標

目標Ⅲ「食の安全・安心」のために 食品に関連した感染症や偽装表示、残留農薬問題などによる健康被害や安全性に対する不安が広がっていることから、これらを払拭するため、生産者や事業者による食の安全の確保はもとより、賢い消費者の育成を目指します。

#### 第4章 取り組みの内容

##### Ⅲ 食の安全・安心のために

##### 1 生産者・事業者等による食の安全の確保

- ◇**環境保全型農業**の推進 ・安全安心な農産物の産地育成を図るための**有機農業・自然農法**の推進
- ・**エコファーマー**の認証取得の支援

○市民が考える「家庭でできること」 ・農薬や化学肥料を減らした食材に目を向けましょう。

### （4）愛媛県今治市

①食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言<05(H17).12>を宣言し、食と農のまちづくり条例<06(H18).9>を定めて、有機農業の普及を基盤に学校給食安全化・食育を柱とする食の安全・安定供給化のまちづくりを推進しています。

#### <食と農のまちづくり条例>

○第7条「学校給食の食材に安全で良質な**有機農産物**の使用割合を高めるよう努めるとともに、安全な今治産の農林水産物を使用し、地産地消の推進に努める」「学校給食の食材に遺伝子組換え作物及びこれを用いて生産された加工食品を使用しない」

○第9条「安全な食料の生産を促進するため、**持続農業法**第2条に規定する持続性の高い農業生産方式を推進する」

○**遺伝子組換え作物栽培の規制**：第10条（許可申請）11条（許可制限）12条（説明会開催義務）13条（許可者の遵守事項）14条（許可事項変更）15条（許可取消し等）16条（勧告及び命令）17条（報告徴収等）18条（手数料）19条（情報申出）30条（罰則）31条（同左）32条（同左）33条（同左）

②地産地消推進計画<13(H25).6>：「**遺伝子組み換え**とわかる食材の使用は避けています」「**有機農産物**の供給」「地元産の**特別栽培米**（農薬・化学肥料当地比50%削減）を使用」

### 【4】有機農業推進協議会

#### （1）三島市有機農業推進協議会

<資料年度不詳>（15人）

三島市では、有機農業の栽培技術の確立、普及促進、販路の確保など、食の安全性と産地強化を図ることを目的に、平成20年10月に「三島市有機農業推進協議会」（細井要会長、会員15人）を設立した。同市は、環境先進都市を目指し、8年から市独自で減農薬栽培への助成を行うとともに、エコファーマー及び有機質肥料を使用する栽培農家の育成を行ってきた。しかし、有機農業における栽培技術の確立がなされていないため、収穫量が安定しないことや、見た目重視、低価格志向の消費者ニーズ等への対応などの課題を抱えていた。そこで、同市は有機JASの認証を受けた農家、JA三島函南、県東部農林事務所、MOA自然農法普及会に呼びかけ同協議会を設立した。同協議会では、取組のスタートとして、箱根西麓の同市三ツ谷地区の実証ほ場(400m<sup>2</sup>)において、ブロッコリー・レタス・タマネギ・キャベツの有機農業による試験栽培を行い、ここで得た土壌、生育状況、収穫量、品質、病害虫の発生状況等のデータを分析し、有機農業の栽培技術の確立に向けて検討を行っている。また、産地強化に向けて、有機質肥料を使用した栽培農家の増加と栽培面積の拡大に向け、同市のイベント等を利用して、消費者に対する有機農産物の安全性について、PR活動を行っている。同市は、「今後、同協議会への流通業者・販売業者・消費者等の参加を呼びかけ、地産地消の推進と有機農業の振興による、産地強化を図りたい」としている。

（関東農政局「有機農業の振興による産地強化の取組」）

### 三島市有機農業推進協議会

#### 取り組みの体制

県・JA三島函南・流通業者・加工業者・消費者・関係団体等と連携協力のもとに有機農業を推進しています。

#### 取り組みの主な内容

有機農業参入希望者・消費者等に対する有機農業普及セミナー・実践セミナーを実施  
 実証圃において、露地野菜の試験栽培に取り組み、土壌分析や生育、品質等の調査  
 有機農産物の普及啓発のため、農産物イベントでのPR活動



#### 生産概要

- 農業生産物の内訳  
 野菜:0.65ha 目標(平成25年):1.0ha
- 協議会の農業者数  
 2戸 目標(平成25年):10戸
- 協議会の売上  
 なし
- 農産物の主な取引先  
 直売所ほか

#### 協議会代表の一言

ここ数年、消費者から有機農産物へ熱い視線が注がれているように感じています。当協議会は、モデルタウン事業としてまだ数ヶ月しか経過していませんが、更なる農業者・消費者等の有機農業に対する理解向上・周知啓発を図るため、今後、シンポジウムやセミナーを開催していきます。

連絡先:事務局 〒411-8666 静岡県三島市北田町  
 4-47 三島市農政課 Tel.055-983-2652  
 E-mail:nousei@city.mishima.shizuoka.jp

(2) 高島有機農業推進協議会 (25戸) <11(H23)年度資料>

### 高島有機農業推進協議会 (滋賀県)

23

#### 自然環境の豊かさと農業者の層の厚さが自慢

#### ①取り組みの体制

行政機関(滋賀県、高島市)、高島地域農業センター、市内小中学校、民間稲作研究所、アミタ持続可能経済研究所等と連携をとりながら、生物多様性保全型稲作を中心とした有機農業の振興を図っている。

#### ②取り組みの主な内容

- たかしま有機農法研究会が中心となり、「生きものの安心(生物多様性の保全)」「消費者の安心(食べ物の安全性)」「農家の安心(農産物からの安定収入)」の3つの安心の確立を目指して「たかしま生きもの田んぼプロジェクト」に着手。
- 有機稲作の推進と併せ、冬季灌水、魚道・亀カエルスロープの設置、休耕田を活用したピオトーブの設置など水田やその周辺の生物相に応じた生物多様性保全策を実施。
- また、農業者自らがマーケティングや営業活動、交流活動、情報発信などを実践することを通じて、「たかしま生きもの田んぼ米」のブランド化とファンづくりに取り組んでいる。有機大豆の生産や薬納豆の生産にもチャレンジ中。



「生活者」「農家」「生きもの」が共に安心できる関係づくりを目指し、各種活動を実施



20代の若手とベテランが共に技術研鑽に励む



独自の魚道・スロープの開発・設置



統一のロゴマークを使用した販売マーケティング活動

#### ③生産概要(H22年12月末)

- 農業生産物の内訳  
 米 約32ha(対前年比+14ha) 大豆 約4ha(対前年比+1ha)  
 うち有機JAS栽培 米約8.4ha(対前年比+約0.5ha)  
 大豆約0.6ha(対前年比+約0.6ha)  
 (いずれも栽培期間中 化学農薬・化学肥料不使用栽培)
- 有機農産物出荷  
 平成22年実績 42,839千円(対前年比 +2,423千円)
- 協議会の農業者数  
 現在 25戸(対前年比+1名) 目標(平成24年度) 38戸  
 うち有機JAS栽培農家 3戸(対前年比±0戸)
- 農産物の主な取引先  
 百貨店、関東圏・関西圏の米穀店、インターネット等による直接販売 等

#### ⑤協議会代表の一言

自然環境の豊かさと農業者の層の厚さが自慢です。安全性や環境保全、そして食味にこだわった高島の産物を、是非お試しください。

#### ⑥連絡先:高島有機農業推進協議会 事務局

高島市役所 産業経済部 農業振興課内(担当:梅村 淳)  
 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565  
 電話:0740-25-8511 / FAX:0740-25-8519  
 E-Mail:norin@city.takashima.shiga.jp

### 宇陀市有機農業推進協議会 (奈良県)

34

#### ①取り組みの体制 担い手の育成と地域有機質資源のリサイクル

#### ②取り組みの主な内容

- ・担い手の育成  
市の研修用宿泊施設の利用により、全国からの研修生の受入れが可能に。参加者の増加。
- ・地域内での有機質資源の循環  
宇陀市シルバー人材センターとの連携により、植木の剪定枝等、地域から出る有機物を利用して良質な堆肥を製造。循環型社会形成の発信。
- ・学校給食への有機野菜の供給(食育の実施)  
平成20年度、4回・約500kg供給(給食だよりで有機説明)

#### ③生産概要

- 農業生産物の内訳  
野菜(有機栽培) 8.2ha(ホウレンソウ・コマツナ・ミズナ等)  
果樹(有機栽培) 0.2ha(ブルーベリー)
- 協議会の農業者数  
現在 13人 目標 20人
- 協議会の売上  
現在 9,000万円 目標 12,000万円
- 農産物の主な取引先……大手スーパー、百貨店等

#### ④写真、絵、グラフ等プレゼン資料



#### ⑤協議会代表の一言

奈良県内でも有機JAS認証者が多い宇陀市。気候にも恵まれ、昼夜の温度差が大きい高原地帯でホウレンソウ・コマツナ・ミズナなど軟弱野菜の産地。  
現在、有機農産物による、宇陀市の安全・安心野菜のブランド商品化を進めるとともに、「食育&食りと安全・安心農産物の循環型社会形成」を模索中。

食り(食品リサイクル)

⑥連絡先: 宇陀市役所農林課 (0745-82-3679)  
e-mail : nourin@city.uda.lg.jp

### 宇陀市有機農業推進協議会 (奈良県)

29

#### 担い手の育成と地域有機質資源のリサイクル

#### ①取り組みの体制

奈良県、宇陀市、農業協同組合及び宇陀市有機農業推進協議会と連携し、有機農業の担い手育成と地域有機質資源のリサイクルを推進。

#### ②取り組みの主な内容

- ・担い手の育成  
協議会員自らが、全国からの研修生を受入れ、地元での有機農業参加者を育成、増加。
- ・地域内での有機質資源の循環  
宇陀市シルバー人材センターとの連携により、植木の剪定枝等、地域から出る有機物を利用して良質な堆肥を製造。循環型社会形成の発信。

#### ③生産概要(H22年12月末)

- 農業生産物の内訳  
野菜(有機栽培) 9.3ha(対前年比+0.5ha)  
うち有機JAS栽培7.3ha  
果樹(ブルーベリー) 0.2ha  
うち有機JAS栽培0.2ha
- 協議会の農業者数  
現在 15人(対前年比+2人) 目標 20人  
うち有機JAS農業者10名(対前年比+1人)
- 協議会の売上  
現在 172,000千円(対前年比4,900千円増)  
うち有機JAS分160,000千円(対前年比4,000千円増)  
目標 210,000千円
- 農産物の主な取引先……大手スーパー、百貨店等

#### ④写真、絵、グラフ等プレゼン資料



#### ⑤協議会代表の一言

奈良県内でも有機JAS認証者が多い宇陀市。  
宇陀市は、気候にも恵まれ、昼夜の温度差が大きい高原地帯でホウレンソウ・コマツナ・ミズナなど軟弱野菜の産地。  
現在、有機農産物による、宇陀市の安全・安心野菜のブランド商品化を進めるとともに、「食育&食りと安全・安心農産物の循環型社会形成」を模索中。  
※食り(食品リサイクル)

⑥連絡先: 宇陀市役所農林課 (0745-82-3679)  
e-mail : nourin@city.uda.lg.jp

### 神戸西有機農業推進協議会

31

#### ①取り組みの体制

兵庫県・神戸市・JA兵庫六甲・生産者が連携し、都市型有機農業を推進する

#### ②取り組みの主な内容

- 都市には潜在的販売先が多いことから、新規有機農業者育成を図る
- 品質・収量向上に向けて、土壌分析による施肥設計勉強会の参加、有機農業者間の情報交換の実施
- 経営効率化を図るための調査や意見交換、有機農産物のPRや販路拡大に向けた交流会参加

#### ③生産概要

- 農業生産物の内訳  
有機野菜園場10ha  
(有機JAS認定7.4ha、同等の取組2.6ha)
- 協議会の農業者数  
現在16戸(目標24戸)
- 協議会の売上  
現在40百万円
- 農産物の主な取引先  
都市生活生協、菜の花の会、コープ(フードプラン)、宅配直売所(六甲のめぐみ) ほか

#### ④写真、絵、グラフ等プレゼン



市内小学校と連携した食農教育への取り組み



有機農業を志す人を応援します



消費者と生産者の交流活動を実施



有機農産物が身近に購入できるように、有機農産物取扱店の拡大につとめています



安定生産するために、有機農業技術の実証を実施

#### ⑤協議会代表の一言

協議会では野菜を中心とした有機農業を実施しています。農村とニュータウンが混在した地域性を生かして、消費者交流や取れたて新鮮の農作物をより多くの市民に供給できるよう活動を行い、有機農業の啓発につとめていきたい。

⑥連絡先: 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1  
神戸市役所 産業振興局 農水産課  
農産園芸係 大塚  
Tel:078-322-5355 Fax:078-322-6076

### 神戸西有機農業推進協議会(兵庫県)

25

#### 都市型有機農業を推進

#### ①取り組みの体制

兵庫県・神戸市・JA兵庫六甲・生産者が連携し、都市型有機農業を推進する

#### ②取り組みの主な内容

- 都市には潜在的販売先が多いことから、新規有機農業者の育成を図る
- 品質・収量の向上に向けて、土壌分析による施肥設計勉強会の開催、有機農業者間の情報交換会の実施
- 経営効率化を図るための調査や意見交換、有機農産物のPRや販路拡大に向けた交流会の実施

#### ③生産概要(平成22年度12月末)

- 農業生産物の内訳  
有機野菜園場10.4ha(コマツナ、ホウレンソウなど)  
(対前期比+0.2ha)  
うち有機JAS認定8.7ha(対前期比+0.1ha)
- 協議会の農業者数  
現在17戸(目標24戸)(対前期比+0戸)  
うち有機JAS認定者13戸(対前期比+0戸)
- 協議会の売上  
74百万円(対前期比▲9百万円)
- 農産物の主な取引先  
都市生活生協、菜の花の会、コープ(フードプラン)、宅配直売所(六甲のめぐみ) ほか

#### ④写真、絵、グラフ等プレゼン



市内小学校と連携した食農教育への取り組み



有機農業を志す人を応援します



消費者と生産者の交流活動を実施



有機農産物が身近に購入できるように、有機農産物取扱店の拡大につとめています



安定生産するために、有機農業技術の実証を実施

#### ⑤協議会代表の一言

協議会では野菜を中心とした有機農業を実施しています。農村とニュータウンが混在した地域性を生かして、消費者交流や取れたて新鮮の農作物をより多くの市民に供給できるよう活動を行い、有機農業の啓発につとめていきたい。

⑥連絡先: 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1  
神戸市役所 産業振興局 農水産課  
農産園芸係 檜垣  
Tel:078-322-5355 Fax:078-322-6076

# 今治市有機農業推進協議会

## ①取り組みの体制

地域の農林水産業の活性化に結びつけるため、今治市と連携し、地産地消・食育・有機農業を一体的に推進

## ②取り組みの主な内容

- だれもが容易に有機農業に取り組むために  
「有機農業講座」の開催や、地域の有機農業栽培技術マニュアル作成により、安全な農産物の生産技術の普及、担い手の育成に努める。
- だれもが容易に有機農業により生産された農産物入手できるように  
有機農産物のマーケティング調査結果を分析し、販売促進につなげ、スーパーや直売所に「有機コーナー」の開設を目指す。
- 子どもたちに安全な農産物を安定的に供給するために  
校区内での有機農産物の生産拡大、流通システムの構築を行い、学校給食での有機農産物の活用を立花地区以外に広げることを目指す。

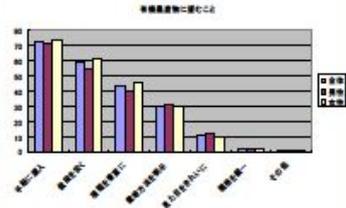
## ③生産概要

- 農業生産物の内訳
  - 米 1,490ha (うち有機栽培 3.6ha)
  - 野菜 483ha (うち有機栽培 3.1ha)
  - 果樹 2,655ha (うち有機栽培12.5ha)
- 協議会の農業者数  
現在31名 (うち有機JAS取得者10名)
- 主な販売額
  - 学校給食 428万円 (平成20年度)
  - 生協 4,148万円 (平成20年度)
- 農産物の主な取引先  
愛媛有機農産物生活協同組合、学校給食、スーパー、レストラン、宅配 ほか

## ④写真、絵、グラフ等プレゼン資料



▲有機農業講座



▲学校給食への供給

消費者に有機農産物を購入する際に望むことについてたずねたところ、「いつでもどこでも手軽に購入できるようにしてほしい」と回答した人が最も多く、72.9%だった。

## ⑤協議会代表の一言

今治市では、「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」や「今治市食と農のまちづくり条例」の制定により、有機農業の振興などに取り組んでいます。

また、立花地区では、昭和58年から有機農産物の学校給食への供給を行っており、子どもたちをはじめ市民の有機農業への理解や関心も進んでいます。

これらは市民の取り組みとして発展してきており、協議会では積極的に協力していくとともに、有機農業の振興のため様々な取り組みを行っています。

ぜひ有機農産物を購入していただき、今治市の有機農業を応援してください。

⑥連絡先：〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1-4-1  
(事務局) 今治市農林振興課内 e-mail: nourin@imabari-city.jp  
TEL: 0898-36-1542 FAX: 0898-32-5266

# 今治市有機農業推進協議会(愛媛県)

## 有機農業を柱にした食と農のまちづくりをめざして

## ①取り組みの体制

地域の農林水産業の活性化に結びつけるため、今治市と連携し、地産地消・食育・有機農業を一体的に推進

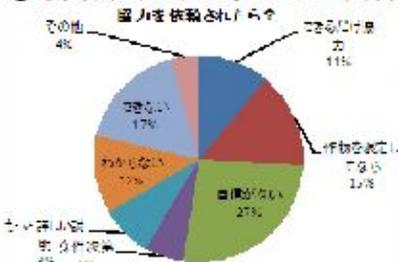
## ②取り組みの主な内容

- 営農の柱を有機農業へシフトするために  
指導的立場にある者の有機農業の知識や技術の取得を推進
- 有機農業への参入を容易にするために  
「有機農業講座」で技術普及を行うとともに、JAに有機農業部会を設立し、新たな生産者を掘り起こすことでスーパーや直売所に「有機コーナー」開設を目指す。
- 子どもたちに安全な農産物を安定的に供給するために  
校区内での有機農産物の生産拡大、流通システムの構築を行い、学校給食での有機農産物の活用を立花地区以外に広げることを目指す。

## ③生産概要

- 農業生産物の内訳
  - 米 1,490ha (うち有機栽培 5.4ha 対前期比+0.5ha)
  - 野菜 483ha (うち有機栽培 5.8ha 対前期比+0.7ha)  
(だいこん、じゃがいも、たまねぎなど)
  - 果樹 2,655ha (うち有機栽培18.0ha 対前期比+0.3ha)  
(かんきつ類ほか)
- 協議会の農業者数  
現在35名 対前期比+2名  
(うち有機JAS取得者12戸 対前期比+1戸)
- 主な販売額
  - 学校給食 336万円 (対前期比-89万円)
  - 生協 4,103万円 (対前期比+1,059万円)
- 農産物の主な取引先  
愛媛有機農産物生活協同組合、学校給食、スーパー、レストラン、宅配 ほか

## ④写真、絵、グラフ等プレゼン資料



直売所会員の中には、給食用に有機野菜を生産してもよいと思っている人が3割程度いることがわかった。

有効と思われる施策	件数
指導の徹底	147
価格補償	127
技術の確立	103
普及啓発	85

有機野菜を生産するための条件や有効と思われる施策なども見えてきたため、それらを踏まえ、グループづくりを行い、給食への供給拡大を目指す。

## ⑤協議会代表の一言

今治市では、「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」や「今治市食と農のまちづくり条例」の制定により、有機農業の振興などに取り組んでいます。

また、立花地区では、昭和58年から有機農産物の学校給食への供給を行っており、子どもたちをはじめ市民の有機農業への理解や関心も進んでいます。

これらは市民の取り組みとして発展してきており、協議会では積極的に協力していくとともに、市内全域に広げていくために様々な取り組みを行っています。

ぜひ有機農産物を購入することで、今治市の有機農業を応援してください。

⑥連絡先：〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1-4-1  
(事務局) 今治市農林振興課内 e-mail: nourin@imabari-city.jp  
TEL: 0898-36-1542 FAX: 0898-32-5266

「給食畑の野菜」有機農業推進協議会

43

①取り組みの体制

臼杵市との連携・協力のもとで学校給食・直販所を介した地産地消型の有機農業を推進

②取り組みの主な内容

- 学校給食への有機農産物の供給
  - 給食センターにおける使用野菜の有機野菜への利用転換
- 直販所における有機農産物の販売促進
  - ・市民の直販所利用向上
  - ・有機農業・有機農産物への理解促進
- 有機栽培農家の増加
  - ・有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進
  - ・有機栽培農家の増加
  - ・直販所出荷者の有機栽培への取組推進

③生産概要

- 農業生産物の内訳
  - ・給食センター使用有機野菜100kg(全体31t)
  - ・有機野菜栽培面積100a
- 協議会の農業者数
  - ・有機農業取組農家数11戸(平成24年度目標20戸)
- 協議会の売上
  - ・取扱額100万円(平成24年度目標800万円)
- 農産物の主な取引先
  - ・地元直販所、市給食センター等

④有機農業に取り組んでいる協議会員



⑤協議会代表の一言

美味しく、栄養のある有機野菜を臼杵市民に食べてもらうため、そして臼杵市の自然環境のことを考えた有機農業を続けていくためにがんばります！  
臼杵市で有機農業を始めたい人、有機農業を体験したい人、有機農産物を食べたい人は、是非、臼杵市に来てください。

- ⑥連絡先：臼杵市ほんまもの里農業推進センター  
〒875-0234  
臼杵市野津町大字原333番地  
Tel. 0974-32-7988  
(担当：佐藤一彦)

「給食畑の野菜」有機農業推進協議会（大分県）

42

「うすき夢堆肥」で目指すほんまもん

①取り組みの体制

臼杵市との連携・協力のもとで学校給食・直販所を介した地産地消型の有機農業を推進

②生産概要

- 農業生産物の内容
  - ・給食センター使用有機野菜1,800kg(全体75t)
  - ・「給食畑の野菜」有機述べ栽培面積400a
- 農業者数
  - ・「給食畑の野菜」生産者50戸の内  
有機農業取組農家数12戸(平成24年度目標20戸)
- 「給食畑の野菜」有機農家の売上
  - ・有機野菜取扱額600万円(平成24年度目標800万)
- 農産物の主な取引先
  - ・地元直販所、市給食センター、市内料飲店等

③取り組みの主な内容

- 学校給食への有機農産物の供給
  - ・給食センターにおける使用野菜の有機野菜への利用促進
- 直販所における有機農産物の販売促進
  - ・市民の直販所利用率向上
  - ・有機農業・有機農産物の利用促進
- 生産者と消費者との交流イベント開催
  - ・収穫体験、料理教室、生産者の学校訪問
  - ・旬食フェスタ、食と農をつなぐフォーラムなどの開催
- 有機栽培農家の推進
  - ・「うすき夢堆肥」による本来の土づくりの推進
  - ・有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進
  - ・有機栽培農家の増加
  - ・直販所出荷者の有機栽培への取組推進

⑤協議会代表の一言

臼杵市では「うすき夢堆肥」による“本来の土づくり”に力を入れてほんまもの農産物の生産の拡大を目指しています。  
美味しく、栄養のある有機野菜を臼杵市民に食べてもらうため、そして臼杵市の自然環境のことを考えた有機農業を続けていくためにがんばります！

④取組みの様子



有機にんじん収穫体験



⑥連絡先：臼杵市農林振興課有機農業推進室

- 〒875-0201  
臼杵市野津町大字野津市326-1  
Tel. 0974-32-2220 担当：佐藤

## 九重町有機農業推進協議会

44

**①取り組みの体制**  
協議会は、JA、県、町を始め、有機農業を実践する農家で構成。実践者を中心として、農家育成・技術向上等に取組み、地域への普及を目指す。

**④九重町におけるモデルタウン事業の取組**

1 講演会講師による  
土づくり研修

2 実証圃における  
合鴨農法による水稲栽培




**②取り組みの主な内容**  
地域への普及にあたり、かつての『長年の経験やカン』だけでなく、『数値やデータ』による有機農業イメージの転換を図ることで、理解と関心を高めてもらい、実践農家は技術向上を努めるとともに、指導・育成にあたる。  
(具体的な内容)

- 指導・助言・技術実証
  - 有機農業研究者による講演及び現地研修
  - 有機農業を実践する農家の技術向上
  - 実証圃設置による有機農業の波及
- 流通・販売促進活動・消費者への普及啓発・交流
  - イベント出展
  - 土づくり体験、味噌づくり体験

**⑤協議会代表の一言**  
私たちは、四季折々に変化する豊かな自然が残るこの地域から、有機農業による安全・安心な食の発信を行うとともに、消費者との交流や有機農業者の育成を図り、自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性の保全に資するため、『九重町有機農業推進協議会』を設立し、官民一体となって地域農業の再生と地域の活性化を図りたいと考えております。

九重町有機農業推進協議会 会長 佐藤博美

**③生産概要**

○農業生産物の内訳	
有機米 5.6ha(23t)	環境保全型農業対応農産物
有機野菜 1.3ha(32t)	水稲等約1300t生産

○協議会の農業者数  
現在 7人  
目標 15人

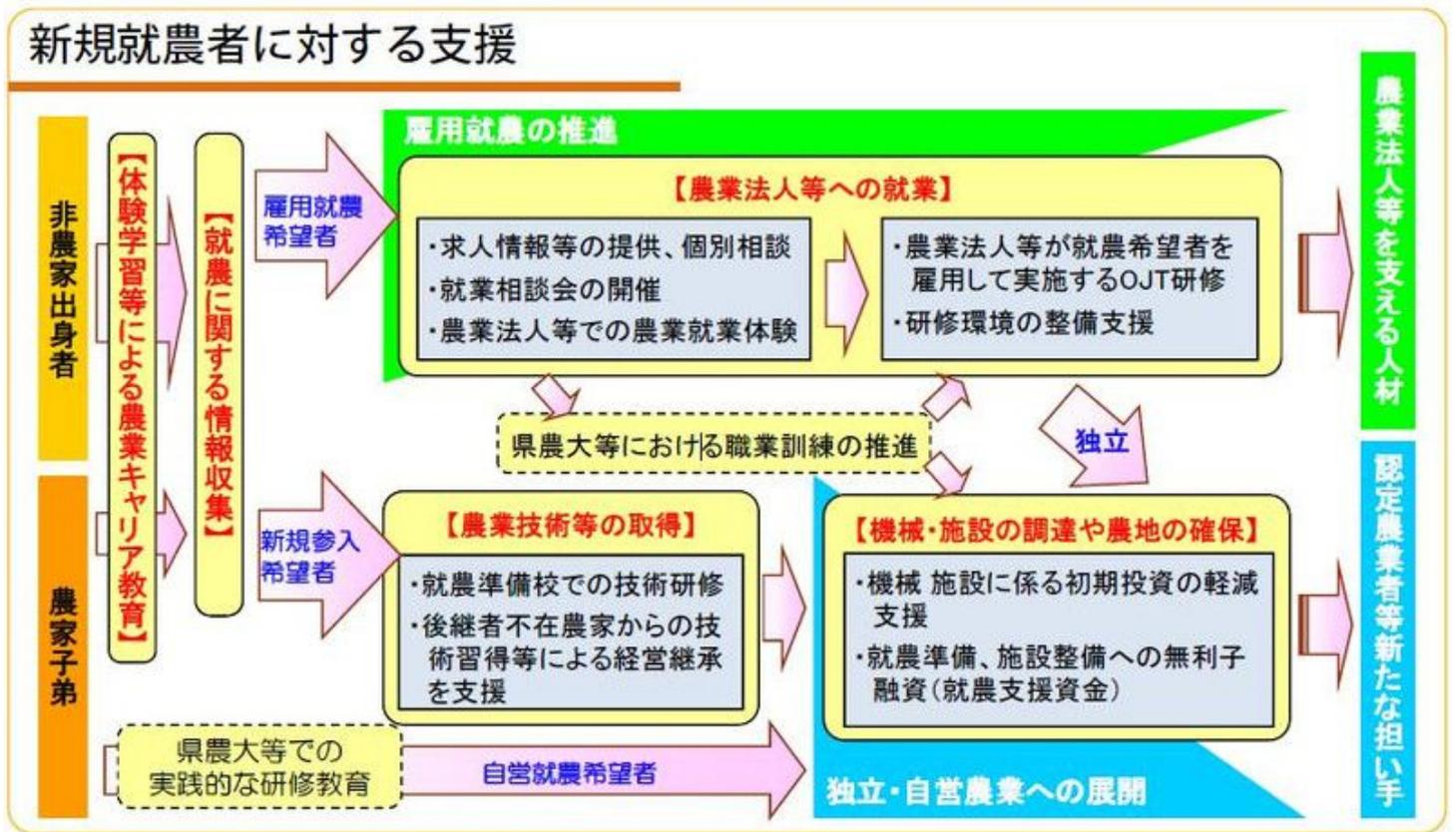
○協議会の売上(※会員個人の合計)  
現在 12.6百万円  
目標 23百万円

○農産物の主な取引先  
宅配による個人との取引

**⑥連絡先**  
〒879-4895  
大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1 九重町役場農林課内  
TEL:0973-76-3804 FAX:0973-76-3840  
mail: fujiwara-masahiro@town.kokonoe.lg.jp  
担当者 農政企画グループ 藤原

**【5】就農支援**

(1) 食料・農業・農村基本計画 (農林水産省) <10(H22).3>が唱える**新規就農者支援策**



(2)新規就農者に対する段階別・目的別支援メニュー（農林水産省）＜13(H25).12 現在＞

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農	
所得の確保	<b>青年就農給付金 (準備型)</b> 県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける場合、研修期間中について年間150万円を最長2年間給付	(法人側に対して) <b>農の雇用事業</b>	<b>青年就農給付金 (経営開始型)</b> 人・農地プランに位置付けられている独立・自営就農者について、年間150万円を最長5年間給付	
技術・経営力の習得	<b>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成</b> 就農希望者や経営発展を目指す農業者等に、高度な農業経営者教育を行う機関等に対して支援	・法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を最長2年間助成 ・法人等の職員を次世代経営者として育成するための派遣研修の経費として、月最大10万円を最長2年間助成		
機械・施設の導入			就農支援資金(無利子) 経営体育成支援事業	スーパーL資金
農地の確保 就農相談等	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目的をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらう などの事前準備を支援。	が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容		

(3) 青年就農についての概要

全国新規就農相談センター等の資料より＜13(H25).1.24 現在＞

【1】 青年就農給付金（新規就農・経営継承総合支援事業）＜農林水産省＞

(1) 給付額（返還義務なし）

①最初2年間（準備＝研修） 年間150万円 ②次の5年間（就農） 年間150万円

(2) 給付条件

①45歳未満 ②研修（準備）終了後、1年以内に就農すること（そうしない場合は給付金返還）

③就農後、所得が年間250万円以上になった場合は給付停止

(3) この制度の背景には、農業従事者の高齢化がある。

【2】 就農に必要なもの

(1) 必要なもの：技術、資金・農地、住宅

(2) 1年目に必要な資金（初期投資含む）

①野菜づくり：388万円 ②果物づくり：467万円 ③施設野菜：978万円 ④畜産：1126万円

【3】 農業経営成立の目安

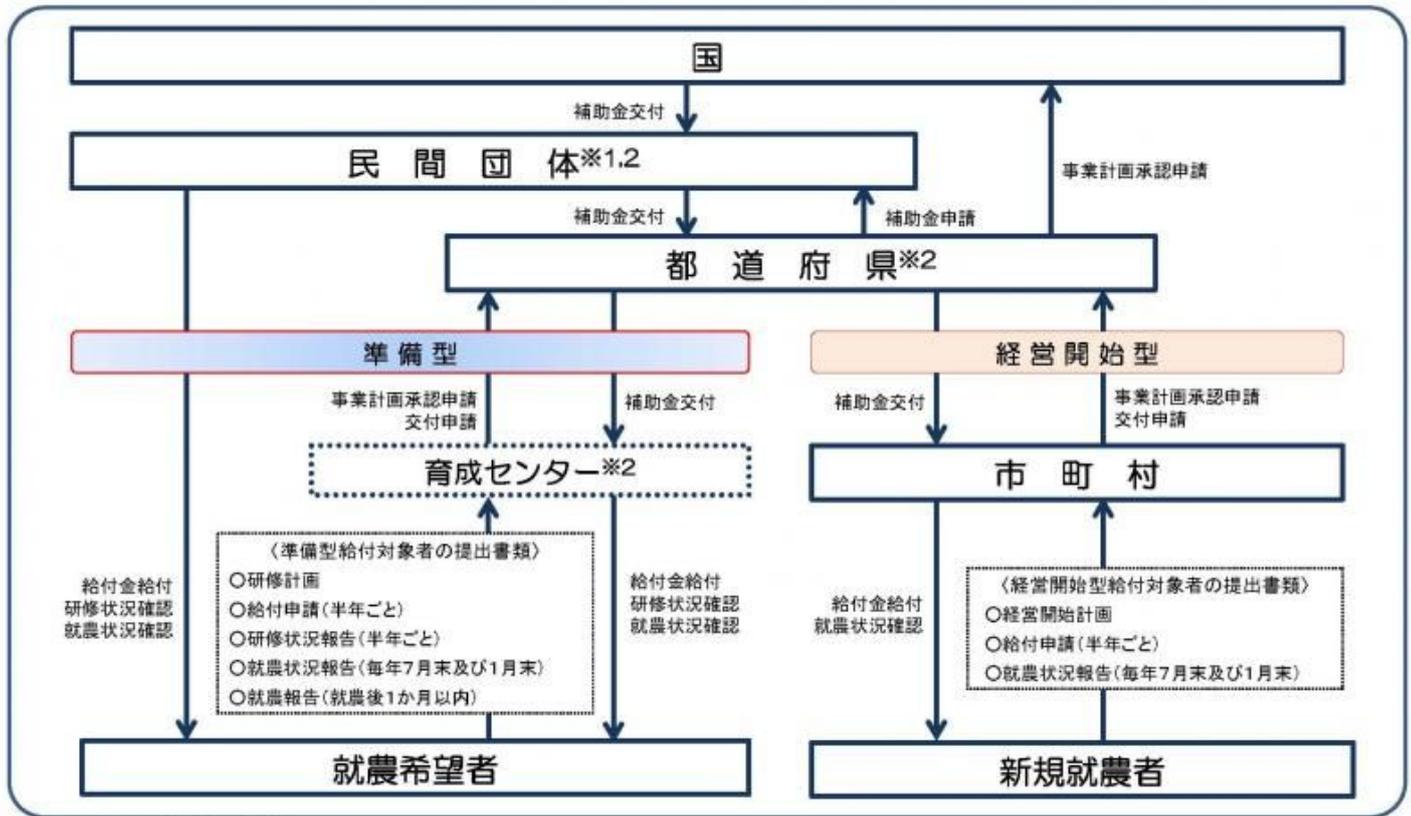
(1) 1年目の売り上げ

①野菜づくり：208万円 ②果物作り：138万円 ③施設野菜：318万円 ④畜産：215万円

(2) 就農後4年間は**就農支援資金**＜農林水産省＞（約3000万円の融資制度／無利子貸付）や**経営体育成支援事業**（農業機械や施設等の購入費に対する補助）でしのぎ、5年後から自立できる。

(以上)

# ○ 青年就農給付金の実施体制・手続



※1 公募により選定された団体。

※2 準備型は都道府県または青年農業者等育成センターどちらかが給付する。(所在する都道府県での就農を基本としていない教育機関で研修を受ける者に対しては民間団体から給付することができる。この場合、研修後の就農状況は、民間団体と就農先の都道府県が協力して確認する。)

## 【7】生駒市での施策 (案) 検討中

(以上)